

業界組合等が行う物価高騰に対する取り組みを支援します！

# 物価高騰対応経営サポート事業費補助金

中小・小規模事業者は、コロナ禍における物価高騰に加え、物価等の高騰に起因するコスト増がありながら十分に価格転嫁できないために収益が悪化するなど、大きな影響を受けています。特に、材料価格・燃料価格高騰による影響が大きい業界組合等に対してスケールメリットを活かして行う物価高騰対策の仕組みづくりやノウハウの構築、価格転嫁等への取り組みを積極的に支援します。

物価高騰対応サポート事業費補助金：<https://www.chuokai-yamanashi.or.jp>

申請期間	令和4年7月20日(水)～8月22日(月) (当日消印有効)											
制度概要	詳細は、公募要項をご確認下さい。 → → → → → →											
補助対象事業	<table border="1"><tr><td>A 適正な価格転嫁</td><td>消費者価格アップに理解を求めるPR、下請価格の確保のための経営診断、価格設定に関するセミナー開催などの取り組み</td></tr><tr><td>B 代替原材料の開拓</td><td>調達・仕入先の転換、代替原材料による新商品開発などの取り組み</td></tr><tr><td>C 省エネルギーの推進</td><td>省エネで生産できる製品・サービスの提供を目指した共同研究・共同開発などの取り組み</td></tr><tr><td>D 効率化・生産性向上</td><td>共同調達・共同配送等の効率化、生産性向上を目指した取り組み</td></tr><tr><td>E 新たな分野への進出</td><td>新市場や新分野の開拓などの取り組み</td></tr></table>		A 適正な価格転嫁	消費者価格アップに理解を求めるPR、下請価格の確保のための経営診断、価格設定に関するセミナー開催などの取り組み	B 代替原材料の開拓	調達・仕入先の転換、代替原材料による新商品開発などの取り組み	C 省エネルギーの推進	省エネで生産できる製品・サービスの提供を目指した共同研究・共同開発などの取り組み	D 効率化・生産性向上	共同調達・共同配送等の効率化、生産性向上を目指した取り組み	E 新たな分野への進出	新市場や新分野の開拓などの取り組み
A 適正な価格転嫁	消費者価格アップに理解を求めるPR、下請価格の確保のための経営診断、価格設定に関するセミナー開催などの取り組み											
B 代替原材料の開拓	調達・仕入先の転換、代替原材料による新商品開発などの取り組み											
C 省エネルギーの推進	省エネで生産できる製品・サービスの提供を目指した共同研究・共同開発などの取り組み											
D 効率化・生産性向上	共同調達・共同配送等の効率化、生産性向上を目指した取り組み											
E 新たな分野への進出	新市場や新分野の開拓などの取り組み											
補助対象者	<b>山梨県内に主たる事務所を有し、補助金申請時点で設立後1年を経過している組合等</b> (1) 中小企業等協同組合（事業協同組合、企業組合等） (2) 協業組合、商工組合及び商工組合連合会 (3) 商店街振興組合 (4) 生活衛生同業組合（構成員の3分の2以上が中小企業者） (5) 酒造組合又は酒販組合 (6) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 <b>※詳細は、公募要項をご確認下さい。</b>											
対象経費	報酬・賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料等 <b>※既存の取組を継続するための経費や消費税・地方消費税、振込手数料等、対象経費から除かれる経費があるのでご注意ください。詳細は、公募要項をご確認下さい。</b>											
補助上限額	100万円											
補助率	10/10											
事業実施期間	補助金の交付決定を受けた日から令和5年1月31日(火)まで											
実績報告書提出期限	令和5年2月15日(水)											

## 申請に必要な書類

- 1 申請書（様式第1号） 正1部、副2部
- 2 添付資料
  - ① 補助対象経費の根拠資料（見積書、仕様書、カタログ等の写し、講師等の経歴書）
  - ② 県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明
  - ③ 事業口座確認書  
（通帳等の写し添付：金融機関名、本支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ）
  - ④ 誓約書
  - ⑤ 取組事例情報公開承諾書
  - ⑥ 定款
  - ⑦ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行から3ヶ月以内のもの
  - ⑧ 役員名簿、組合員名簿（直接又は間接の構成員がわかるもの）
  - ⑨ 直近年度の事業報告書及び決算関係書類
  - ⑩ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

注1) 「県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明」の交付請求は、総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課で行うことができます。なお、交付の際、1件につき400円の収入証紙（交付手数料）が必要となります。

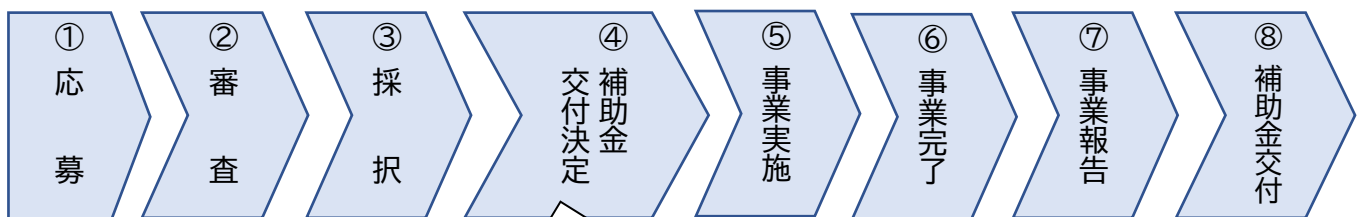
### 【納税証明書の交付手続きについて】

[https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei\\_shoumei.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html)



注2) 申請者が山梨県中小企業団体中央会の会員であり、かつ、調査等により申請書の内容を確認できる場合には、添付資料⑥～⑩を省略することができます。

## 応募から補助金交付までの流れ



9月中旬を予定

## 申請書郵送先

必要書類を、レターパックや簡易書留等の**追跡可能な郵便**で提出してください。

送付先：〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業団体中央会内  
「物価高騰対応経営サポート事業費補助金」事務局行

## お問い合わせ先

お問い合わせ内容により、連絡に多少お時間をいただく場合がございます。

お問い合わせは、電子メールにて受け付けます（山梨県中小企業団体中央会の代表電話等へのお問い合わせはご遠慮ください）。

**k8sapo@chuokai-yamanashi.or.jp**